

広島県公営企業管理規程第五号

広島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県工業用水道条例施行規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十日」を「二十五日」に改める。

別記様式第一号中「**表**」を「**甲**」に改める。

別記様式第二号 **（表）**中「**表**」を「**甲**」に改め、同様式 **（裏）**を

次のように改める。

(裏面)

3 工業用水使用計画

(単位 m<sup>3</sup>/日)

計画 年別	用途	淡水			海水	計	備考
		自家 用水	買水				
			工業用 水道	上水道			
年 月 から 月 まで	汽かん用						
	洗浄用						
	冷却用						
	原料用						
	計						
年 月 から 月 まで							
	汽かん用						
	洗浄用						
	冷却用						
	原料用						
	計						

別記様式第三号から別記様式第五号までの様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と改める。

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
を

年 月 日から 年 月 日まで  
に改める。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
を

年 月 日から 年 月 日まで  
に改める。

別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第九号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
間  
を

年 月 日から  
年 月 日まで  
間  
に改める。

別記様式第十号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
間  
を

年 月 日から  
年 月 日まで  
間  
に改める。

別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」と

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
間  
を

「年 月 日から 年 月 日まで」の間  
に効力を生ずる。

別記様式第十二号(画)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

「広島県公営企業管理者  
工業用水道指定管理者」  
を

「広島県公営企業管理者」  
に、

「平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで」の間  
を

「年 月 日から 年 月 日まで」の間  
に効力を生ずる。

別記様式第十四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

「広島県公営企業管理者  
工業用水道指定管理者」  
を

「広島県公営企業管理者」  
に、

「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。  
別記様式第十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
改 年分」を「 年分」に、

「平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで」の間  
を

「年 月 日から 年 月 日まで」の間  
に効力を生ずる。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。